

平成26年度「中型免許取得助成事業」のご案内

東ト協では、若年労働力の確保及びドライバーの育成対策として、中型免許の取得助成事業を実施することと致しました。下記の要項をご覧の上、この機会を是非ご活用ください。

1、 事業期間

平成26年10月23日（木） ～ 平成27年2月13日（金）

※ 期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了となります。

2、 助成対象者

東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者であり、

- ① 会員事業者が、平成25年10月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ② 当該運転者は、平成元年6月2日以降生まれで、かつ、採用時に普通免許を保有していること。
- ③ 当該運転者が平成26年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して中型免許を取得し、その費用の全額を当該会員事業者が負担していること。
- ④ 当該運転者が、中型免許取得後6ヵ月以上当該会員事業者に在籍し、運転者として従事していること。

3、 助成額

1事業者あたり1名まで、**10万円**を上限とする。

- ※ ドライバーが個人で中型免許取得費用を支払った場合は助成不可。
- ※ 教習所等への通学費用や、自動車運転免許試験場にかかる費用等は対象外とする。
- ※ 本助成金は平成19年6月2日以降に取得した、いわゆる「新普通免許」保持者が「中型免許」を取得した場合に助成するものであり、「大型免許」取得に対しては対象になりません。

4、 助成金申請方法（提出書類）等

上記の事業期間内に、下記の書類を添えて**東ト協本部業務課**あてに提出して下さい。（郵送可）

- ① 「中型免許の取得に係る助成金申請書（請求書）」（様式1）
- ② 指定自動車教習所等から会員事業者あての領収書（写）
- ③ 当該運転者の健康保険証（写）
- ④ 当該運転者の運転免許証（写）
- ⑤ 中型免許取得後6ヶ月以上が経過した日付の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等のいずれか（写） ※ 中型免許取得後6ヶ月以上が経過していることの証明

**ご入用の方はダウンロード又は
支部までご連絡下さい。**

《問合せ先・助成金申請書（請求書）の送付先》

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

（一社）東京都トラック協会 運行管理部 業務課

TEL 03-3359-6257（直通）